

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
（休日は、
がと日
に当そ）

公布された規則のあらまし

◇鳥取県県民功績賞表彰規則

一 目的（第一条関係）

社会、文化、スポーツ等の発展に尽力し、長年にわたり多大な功績があり、広く県民が敬愛するものについて、その功績をたたえて表彰し、もつて活力ある県民生活の推進に資することを目的とするとした。

二 表彰の対象（第二条関係）

次の各号のいずれかに該当する県民（県内に居住していた者を含む。）、県内に所在する団体等（以下「県民等」という。）であつて、知事が前条の目的に照らして表彰することを適当と認めるものに対して行うこととした。

(一) 学術、芸術、スポーツ等において、長年にわたり高い評価を受け、功績が顕著なもの

(二) その他県民に敬愛され、県勢発展に顕著な功績があつたと知事が認めるもの

三 欠格条項（第三条関係）

県民等が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わないこととした。

(一) この規則により、既に同一の事績で表彰を受けているとき。

(二) 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処せられた者であるとき。

(三) その他県民功績賞にふさわしくないと知事が認めるものであるとき。

四 表彰者（第四条関係）

表彰は、知事が行うこととした。

五 表彰の方法（第五条関係）

- 1 表彰は、県民功績賞を授与して行うこととした。
- 2 県民功績賞は、表彰状とすることとした。

3 表彰に当たっては、記念品を添えることができるのこととした。

六 表彰の時期（第六条関係）

表彰は、隨時行うこととした。

七 雜則（第七条関係）

この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

八 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県県民栄誉賞表彰規則の一部を改正する規則

一 表彰の対象となるものの要件に、次のいずれかに該当する県民（県内に居住していた者を含む。）、県内に所在する団体等（以下「県民等」という。）であることを加えることとした。（第一条関係）

(一) 学術において国際的に高く評価される栄誉を受けたもの

(二) 芸術に関する国際的なコンクールにおいて顕著な成績を収めたもの

(三) オリンピック競技大会その他国際的なスポーツ競技大会において顕著な成績を収めたもの

(四) その他栄誉を受け、又は顕著な成績を収めたと知事が認めたもの

二 県民等が次のいずれかに該当するときは、表彰を行わないものとすることとした。（新第三条関係）

(一) この規則により、既に同一の事績で表彰を受けているとき。

(二) 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処せられた者であるとき。

(三) その他県民栄誉賞にふさわしくないと知事が認めるものであるとき。

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を

改正する規則

一 介護補償の支給対象となる障害を、介護を必要とする状態の区分に応じて定めることとした。（新第六条の四、別表関係）

二 介護補償制度の創設に伴い、従来の介護料を廃止することとした。（第十六条）

三、様式第十九号関係

三 葬祭補償の金額を、二十九万五千円（現行 二十八万円）に補償基礎額の三十倍に相当する金額を加えた金額とすることとした。（旧第六条の四、様式第十号関係）

四 年金たる補償の支給月を毎年一月、四月、六月、八月、十月及び十一月（現行 每年三月、六月、九月及び十二月）とすることとした。（様式第十四号関係）

五 その他所要の規定の整備を行うこととした。

六 1 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、四是、平成八年八月一日から施行することとした。

2 一、二及び五は、平成八年四月一日から適用することとした。

3 三は、平成八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例によることとした。

◇鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

一 青年漁業者等養成確保資金のうち漁業經營開始資金の貸付限度額を二千万円（現行 千五百万円）に引き上げることとした。

二 1 この規則は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

規則

鳥取県県民功績賞表彰規則をここに公布する。

平成八年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十一号

鳥取県県民功績賞表彰規則

(目的)

第一条 この規則は、県民功績賞の表彰について必要な事項を定め、社会、文化、スポーツ等の発展に尽力し、長年にわたり多大な功績があり、広く県民が敬愛するものについて、その功績をたたえて表彰し、もって活力ある県民生活の推進に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第二条 前条の表彰(以下「表彰」という。)は、次の各号のいずれかに該当する県民(県内に居住していた者を含む)、県内に所在する団体等(以下「県民等」という。)であつて、知事が、前条の目的に照らして表彰することを適当と認めるものに対して行う。

一 学術、芸術、スポーツ等の分野において、長年にわたり高い評価を受け、功績が顕著なもの

二 その他県民に敬愛され、県勢発展に顕著な功績があつたと知事が認めるもの

(次格条項)
第三条 県民等が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わない。

一 この規則により、既に同一の事績で表彰を受けているとき。

二 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処せられた者であるとき。

三 その他県民功績賞にふさわしくないと知事が認めるものであるとき。

(表彰者)

第四条 表彰は、知事が行う。

(表彰の方法)

第五条 表彰は、県民功績賞を授与して行う。

2 県民功績賞は、表彰状とする。

3 表彰に当たつては、記念品を添えることができる。

(表彰の時期)

第六条 表彰は、隨時行う。

(雑則)

第七条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県県民栄誉賞表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十二号

鳥取県県民栄誉賞表彰規則の一部を改正する規則

鳥取県県民栄誉賞表彰規則(平成四年八月鳥取県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「この規則は」の下に「、県民栄誉賞の表彰について必要な事項を定め」を加え、「高める」とに顕著な功績があつたもの」を「高めたもの」に改める。

第一条を次のように改める。

(表彰の対象)

第二条 前条の表彰（以下「表彰」という。）は、次の各号のいずれかに該当する県民（県内に居住していた者を含む。）、県内に所在する団体等（以下「県民等」という。）であつて、知事が、前条の目的に照らして表彰することを適當と認めるものに対して行う。

一 学術において国際的に高く評価される栄誉を受けたもの

二 芸術に関する国際的なコンクールにおいて顕著な成績を収めたもの

三 オリンピック競技大会その他国際的なスポーツ競技大会において顕著な成績を収めたもの

四 その他栄誉を受け、又は顕著な成績を収めたと知事が認めたもの

第六条を第七条とし、第三条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の二条を加える。

(欠格条項)

第三条 県民等が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わない。

一 この規則により、既に同一の事績で表彰を受けているとき。

二 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処せられた者であるとき。

三 その他県民栄誉賞にふさわしくないと知事が認めるものであるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第六条の四関係)

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十三号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年三月鳥取県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条の四中「二十八万円」を「二十九万五千円」に改め、同条を第六条の五とし、第六条の三の次に次の二条を加える。

(介護補償に係る障害)

第六条の四 条例第九条の一の規則で定める障害は、介護を要する状態の区分に応じ、別表に定める障害とする。

第十六条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げる。

附則第三項中「第六条の四」を「第六条の五」に改める。

附則の次に別の別表を加える。

介護を要する状態の区分 常時介護を要する状態	障 和
一 神経系統の機能又は精神の著しい障害であつて、その程度が常に介護を要するもの	
二 胸腹部臓器の機能の著しい障害であつて、その程度が常に介護を要するもの	
三 前二号に掲げるもののほか、条例別表第一に定める第一級に該当する障害であつて前二号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は条例別表第一に定める第一級に該当する障害であつて前二号に掲げゆるに同程度の介護を要するもの	
四 神経系統の機能又は精神の著しい障害であつて、その程度が随時介護を要するもの	
五 胸腹部臓器の機能の著しい障害であつて、その程度が随時介護を要するもの	
六 条例別表第一に定める第一級に該当する障害であつて前二号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は条例別表第一に定める第一級に該当する障害であつて前二号に掲げるものと同程度の介護を要するもの	

できます。

なお、年金の支給は、一定期間停止することになります。

(6)

介護補償年金又は年金の障害補償を受けることができる場合で、規則

で定める程度の障害により常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、実際に介護を受けているときは、その期間（病院等に入院している期間を除く。）、介護補償を受けることができます。

同様式の補償の内容の「18歳未満の」又は「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」又は「18歳未満又は」又は「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は」に沿る。

様式第七号の次に次の二様式を加へる。

様式第7号の2 (第7条関係)

(実施機関の職氏名) 様	介 護 補 償 請 求 書	請 求 回 数	第 回
請求年月日 年 月 日			
請求者の住所 アリガム 氏 名 ④			
下記の介護補償を請求します。			
1 所属部局名 被災者 氏 名 職 名 年 月 日生(歳)			
2 傷病等級又は 障害等級 □傷病等級(第 級 号) □障害等級(第 級 号)	3 年金証書の番号	第 号	
4 介護を要する状態の常時又は随時の別 □常時介護を要する状態 □随時介護を要する状態			
5 請求対象年月 年 月	介護費用を支出せずに 介護を受けた日の有無 ある □ ない	介護費用として 支出した額 円	請 求 月 額 円
請求金額等 年 月	ある □ ない	円	円
介護補償請求金額(請求月額の合計) 円			

様式第一号中「殿」又は「様」とおな、同様式の補償の内容の一冊

(5) 障害補償年金前払一時金

年金の障害補償を受けることができる場合は、申出により、障害の程度に応じた額の範囲で選択した障害補償年金前払一時金を受けることがやれます。

なお、年金の支給は、一定期間停止することになります。

(5) 障害補償年金前払一時金

年金の障害補償を受けることができる場合は、申出により、障害の程度に応じた額の範囲で選択した障害補償年金前払一時金を受けることが

平成8年6月18日 火曜日

6 介護を受けた場所	<input type="checkbox"/> 居宅	<input type="checkbox"/> 病院・施設等(名称:)
入院・入所期間(年月日~年月日)	請求者が介護を受けた期間	
7 氏名	請求者との続柄又は関係	
し た 介 護 に 従 事 者	年月日~年月日	

8 振込先	銀行	支店	*受理	年月日
口座振替	<input type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金	*決定金額	円
口座番号				
預金名義者			(印)	*通知年月日
送金小切手	振込先	銀行	支店	*支払年月日
金融機関名				
その他				

(注意事項)

- 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に印を記入すること。
- 「5 請求金額等」の欄の「請求対象年月」「介護費用を支出せずに介護を受けた日の有無」「介護費用として支出した額」「請求月額」の項には、一ヶ月ごとに記入すること。なお、当該欄が不足する場合には、別紙にしても差し支えないこと。
- 「7 介護に従事した者」の欄には、介護費用を支出せずに介護を受けた日がある場合に当該介護を行った者について記入すること。なお、当該欄が不足する場合には、別紙にしても差し支えないこと。
- この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。
 (1) 障害を有することに伴う日常生活の状態に関する医師又は歯科医師の診断書(ただし、第2回目以後の請求において介護を要する状態の常時又は随時の別に変更がない場合には、省略することができるものであること。)
 (2) 介護補償を受けようとする期間における介護の事実並びに当該介護に従事した者の氏名及び請求者との続柄又は関係を記載した書類(ただし、第2回目以後の請求において一ヶ月に介護費用を支出せずに介護を受けた日があり当該介護を行う者が前回の請求における介護費用請求書に記載された者と変更がない場合で、当該月に係る介護補償の請求月額が57,050円(随時介護を要する状態にあるときは28,530円。)である月があるときには、その月に係る当該書類の添付を省略することができるものであること。)
 (3) 介護費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護を受けた年月日及び時間並びに当該介護費用として一ヶ月に支出した額を証明することができる書類(ただし、第2回目以後の請求において一ヶ月に介護費用を支出せず介護を受けた日がある場合で、当該月に係る介護補償の請求月額が57,050円(随時介護を要する状態にあるときは28,530円。)である月があるときには、その月に係る当該書類の添付を省略することができるものであること。)

桂木銀十郎「殿」や「様」、「280,000」や「295,000」

桂木銀十郎「殿」や「様」

桂木銀十郎「殿」や「様」

桂木銀十郎「殿」や「様」

桂木銀十郎「殿」や「様」、「2月、4月、6月、8月、10月及び12月」、「18歳に達した」や「18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した」、「1万円」や「10万円」など。
 桂木銀十郎「殿」や「様」、「18歳に達した」や「18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した」、「1万円」や「10万円」など。

(3) 傷病及び障害の現状

介護補償を受けている者にあっては、以下の項目についても記入してください。(日常生活の状態)

- 行動能力 終日臥床
 自宅、病棟内でのみ行動できる
 通院(単独歩行)できる
 全く自用を弁じない
 他人の介助によつてできる
- 食事 全く自用を弁じない
 他人の介助によつてできる
 支障がない
 全く自用を弁じない
 他人の介助によつてできる
- 用便 支障がない
 全く自用を弁じない
 他人の介助によつてできる
- 精神能力 常に他人の厳重な注意を要する
 通院可能あるが就労できない
 完全な失語あるいは構音機能の喪失
 他人との間でよく意思を通じ合うことができる
- 言語能力 支障がない
 支障がない

桂木銀十郎「殿」や「様」

様式第十九中の「一」、「二」、

*7 医師の証明（器質的障害のみの場合は、この欄の記入は必要ありません。）

(1) 障害の種類

(2) 障害の現状

*7 医師の証明
 (器質的障害のみの場合は、この欄の記入は必要ありません。ただし、
 器質的障害のみの場合は、この欄の記入は必要ありません。ただし、
 (2)の欄について記入してください。)

(1) 障害の種類

(2) 障害の現状

介護補償を受けている者にあつては、以下の項目についても記入してください。

(日常生活の状態)

- | | | |
|--------|--|------|
| ① 行動能力 | <input type="checkbox"/> 終日臥床 | (理由) |
| | <input type="checkbox"/> 自宅、病棟内でのみ行動できる | (理由) |
| ② 食事 | <input type="checkbox"/> 通院（単独歩行）できる | (理由) |
| | <input type="checkbox"/> 全く自用を弁じない | (理由) |
| | <input type="checkbox"/> 他人の介助によつてできる | (理由) |
| ③ 用便 | <input type="checkbox"/> 支障がない | (理由) |
| | <input type="checkbox"/> 全く自用を弁じない | (理由) |
| | <input type="checkbox"/> 他人の介助によつてできる | (理由) |
| ④ 精神能力 | <input type="checkbox"/> 支障がない | (理由) |
| | <input type="checkbox"/> 常に他人の厳重な注意を要する | (理由) |
| | <input type="checkbox"/> 随時他人の注意を要する | (理由) |
| ⑤ 言語能力 | <input type="checkbox"/> 完全な失語あるいは構音機能の喪失 | (理由) |
| | <input type="checkbox"/> 他人との間でようやく意思を通じ合うことができる | (理由) |
| | <input type="checkbox"/> 支障がない | (理由) |

様式第十九中の「一」、「二」、

休業補償

様式第十九中の「一」、「二」、

休業授護金

様式第十九中の「一」、「二」、

「休業援護金」

・
・
・

に

改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第十四号の注意事項の2の改正規定は、平成八年八月一日から施行する。
- この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定（第六条の五、様式第十号及び様式第十四号の注意事項の2を除く。）は、平成八年四月一日から適用する。
- 改正後の規則第六条の五及び様式第十号の規定は、平成八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十四号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十五年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号3中「千五百万円」を「二千万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県告示第四百二十二号

平成五年四月鳥取県告示第四百号（年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について）の一部を次のように改正する。

平成八年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

告 示

示

表を次のように改める。

年齢階層	補償基礎額の最低限度額	補償基礎額の最高限度額
------	-------------	-------------

二十歳未満	四、三三八円	一三、〇五〇円
二十歳以上二十五歳未満	五、三七五円	一三、〇五〇円
二十五歳以上三十歳未満	六、二七四円	一三、〇五〇円
三十歳以上三十五歳未満	七、〇〇三円	一六、二九九円
三十五歳以上四十歳未満	七、三七四円	一八、七三〇円
四十歳以上四十五歳未満	七、五二二円	二二、一一一円
四十五歳以上五十歳未満	七、六三一円	二三、七八一円
五十歳以上五十五歳未満	七、三三五円	二四、三三二円
五十五歳以上六十歳未満	六、四〇二円	二三、三四〇円
六十歳以上六十五歳未満	四、四七六円	一九、三五四円
六十五歳以上七十歳未満	四、二六〇円	一四、七五七円
七十歳以上	四、二六〇円	一三、〇五〇円

- この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、平成八年六月十八日から施行し、平成八年四月一日から適用する。
- 2 改正後の規定は、平成八年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

鳥取県告示第四百二十三号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年十一月鳥取県条例第三十一号）第九条の二の規定に基づき、介護補償として支給する金額を次のとおり定める。

平成八年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	一　一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十万五千八十四円を越えるときは、十万五千八百四十円）
二　一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	二　一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が二万八千五百三十円以下であるときに限る。）	月額二万八千五百三十円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護を要する費用として支出された額）
二　一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が二万八千五百三十円以下であるときに限る。）	月額五万七千五十円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された	十円）

附 則

この告示は、平成八年六月十八日から施行し、平成八年四月一日以後の介護に係る介護補償の額について適用する。

鳥取県告示第四百二十四号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年十一月鳥取県条例第三十一号）第九条の二第二号の規定に基づき、その入所している期間については介護補償を行わないこととする施設を次のとおり定める。

二　一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が二万八千五百三十円以下であるとき）

月額五万七千五十円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額が二万八千五百三十円以下であるとき）

十円）

この告示は、平成八年六月十八日から施行し、平成八年四月一日以後の介護に係る介護補償の額について適用する。	ある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された費用の額（その額が五万二千五百四十円を越えるときは、五万二千五百四十円）
--	--

平成八年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

金の項貸付対象の欄中四を五とし、三の次に次のように加える。

四 揚網機安全装置

第一経営等改善資金の表乗組員安全機器等設置資金の項貸付限度額の欄中「五十万円」の下に「、揚網機安全装置を設置する場合にあっては四十万円」を加える。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム

二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百十七号）第三十九条に規定する施設（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な被爆者を入所させ、養護することを目的とする施設に限る。）

三 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十三条第一項第二号に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設（同法に基づく年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供する施設に限る。）

附 則

この告示は、平成八年六月十八日から施行し、平成八年四月一日から適用する。

鳥取県告示第四百二十五号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準（昭和五十五年一月鳥取県告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成八年六月十八日から施行する。

平成八年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一経営等改善資金の表漁ろう作業省力化機器等設置資金の項貸付限度額の欄中「一台につき八十万円」を「一台につき百八十万円」に改め、同表乗組員安全機器等設置資